

職業訓練指導員（職業能力開発職）（中途採用）の応募資格等

1. 職業能力開発職

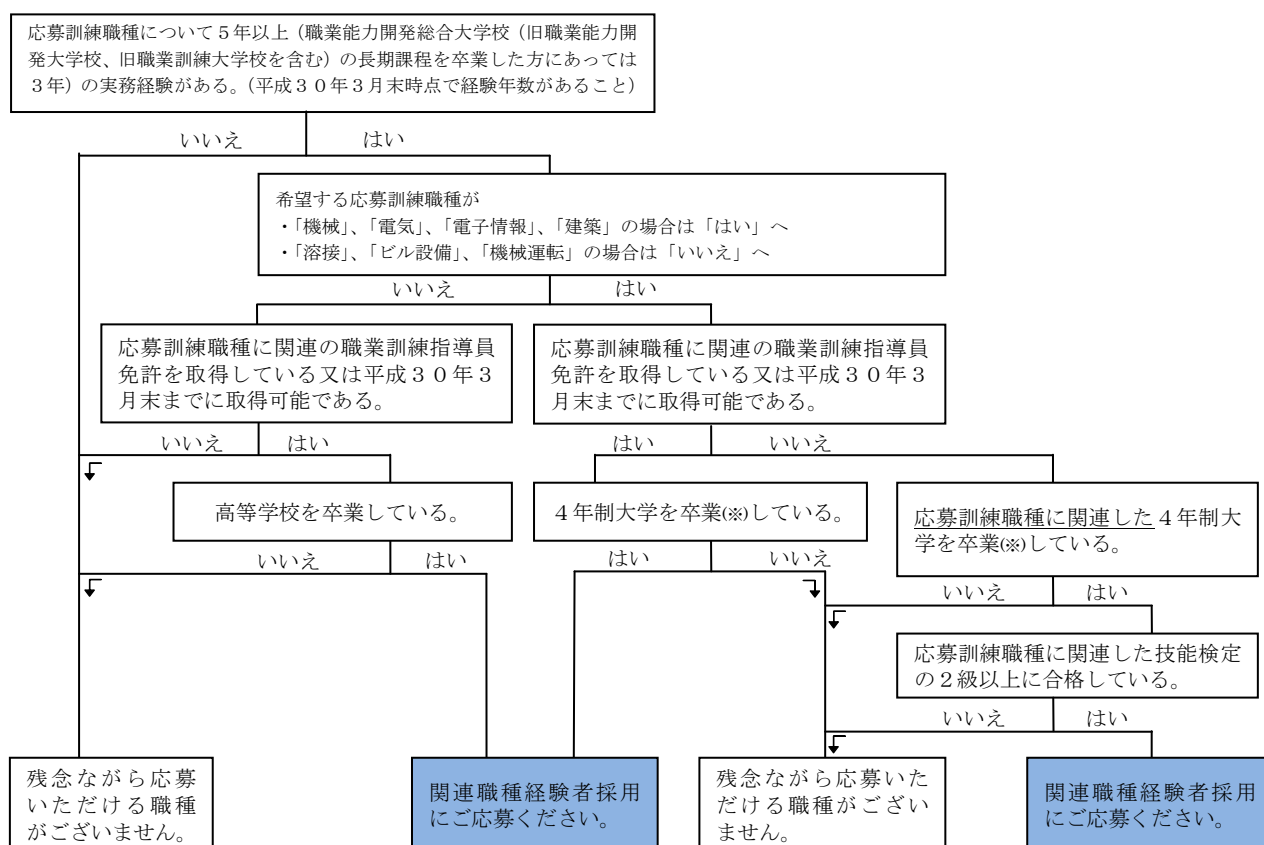
職業能力開発職の採用には未経験者を対象とした「関連職種未経験者採用」と実務経験を対象とした「関連職種経験者採用」があります。

なお、実務経験とは、職業訓練指導員の経験ではなく、応募訓練職種に関連した実務経験（応募訓練職種が機械の場合は機械関連の仕事経験）をいいます。

「関連職種未経験者採用」と「関連職種経験者採用」のどちらの応募対象に該当するかを次の応募フロー図でご確認ください。

【職業訓練指導員（職業能力開発職）の応募資格フロー図】

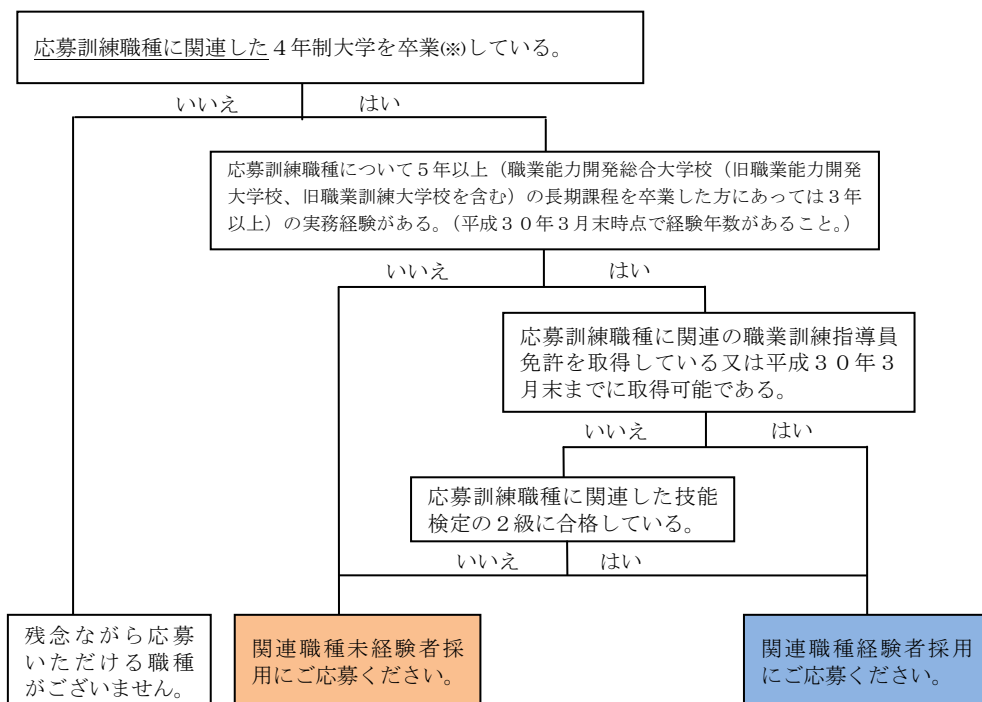
◎応募資格判定フロー1（平成29年4月1日において32歳以上の方、または、応募訓練職種がビル設備、機械運転を希望される方が対象）
（上記対象者以外の方は、応募資格判定フロー2を参照してください。）



（※）「4年制大学を卒業」には、職業能力開発総合大学校長期課程及び職業能力開発大学校応用課程を修了された方も対象となります。

◎応募資格判定フロー 2

(平成29年4月1日において31歳以下の方で、応募訓練職種が機械、溶接、電気、電子情報、建築のいずれかを希望される方が対象)



(※)「4年制大学を卒業」には、職業能力開発総合大学校長期課程・総合課程及び職業能力開発大学校応用課程を修了された方も対象となります。

(1) 関連職種未経験者採用

イ 募集訓練職種

①機械 ②溶接 ③電気 ④電子情報 ⑤建築

ロ 応募資格

以下の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する方

(イ) 平成29年4月1日における年齢が31歳以下の方

(ロ) 上記(1)イの募集訓練職種に関連する四年制大学の学科を卒業された方(※)
(工業高等専門学校の場合は、学士の取得が必要です。)

※ 関連学科の例として、機械工学科、生産機械工学科、機械システム工学科、エネルギー工学科、電気工学科、電気電子情報工学科、電気電子工学科、情報通信工学科、建築学科などがあります。

なお、「溶接職種」を希望される方は機械関連の学科が関連となります。

(※)「4年制大学の学科を卒業された方」には、職業能力開発総合大学校長期課程・総合課程及び職業能力開発大学校応用課程を修了された方も対象となります。

※ 但し、以下の方は応募できません。

- ・ 成年被後見人または被保佐人の方
- ・ 禁錮以上の刑に処された方
- ・ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過していない方

ハ 採用後の研修等について

採用後に職業訓練指導員免許取得及び職業訓練指導員として必要な能力を習得するために、職業能力開発総合大学校の指導員養成研修（最長２年間）を受講していただきます。研修に必要な経費（授業料等）については当機構が負担します。

教科書、作業服、安全靴等個人の所有になるものについては、個人で負担していただく場合があります。

なお、指導員養成研修とは別に修士の学位取得が可能な修士コースもあります。（ただし、修士コースは、受講希望者を対象に別途実施される選考試験に合格した方が対象となります。また、修士コースの受講経費等は自己負担となります。）

（２）関連職種経験者採用

イ 募集訓練職種

- ①機械 ②電気 ③電子情報 ④建築
- ⑤溶接 ⑥機械運転（港湾荷役運搬機械運転又は建設機械運転）
- ⑦ビル設備（冷凍空調設備保守・管理又は給排水衛生設備保守・管理）

ロ 応募資格

以下の（イ）から（ハ）のいずれにも該当する方

（イ）（ａ）上記（２）イの募集訓練職種①から④については、四年制大学の学科を卒業された方（指導員免許未取得者の場合は、関連学科を卒業していること）。

（ｂ）上記（２）イの募集訓練職種⑤から⑦については、高等学校以上を卒業された方。

（ロ）募集訓練職種に関して５年（職業能力開発総合大学校（旧職業能力開発大学校、旧職業訓練大学校を含む）の長期課程を卒業した方にあつては３年）以上の実務経験がある方（平成３０年３月末時点で経験年数があること）

（ハ）職業訓練指導員免許に関して次の（ａ）又は（ｂ）のいずれかに該当する方

（ａ）（２）イの応募訓練職種の①～⑦に対応した次のいずれかの職業訓練指導員免許を取得している方、又は平成３０年３月までに取得可能な方。

- ① 機械科
- ② 電気科、電気工事科のいずれか（以下同じ）
- ③ 電子科、メカトロニクス科、コンピュータ制御科
- ④ 建築科、建設科
- ⑤ 塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科
- ⑥ クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、フォークリフト科
- ⑦ 冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、建築物設備管理科、ボイラー科

※ 自己紹介書の「資格、免許」の欄に取得又は取得見込みの免許職種名を必ず記入してください。なお、取得見込みの職業訓練指導員免許については「取得予定時期及び取得方法」を明記してください。

※ 免許取得には様々な方法があります。

例：機械科、塑性加工科、構造物鉄工科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、建築物設備管理科、電気科、電子科、メカトロニクス科、建築科、建設科に関連した１級又は単一等級の技能検定に合格した方（別表４「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

を参照)で厚生労働大臣が指定する講習(48時間講習)を受講修了することにより、関連の職業訓練指導員免許を取得できます。

(b)(2) イの募集訓練職種の①～⑦に対応した次のいずれかの職業訓練指導員免許に対応する技能検定の2級に合格した方。なお、対応する技能検定職種は別表4「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」を参照してください。

- ① 機械科
- ② 電気科
- ③ 電子科
- ④ 建築科、建設科
- (⑤、⑥、⑦は対象外)

※自己紹介書の「資格、免許」の欄に合格した2級の技能検定職種名を必ず記入してください。

※ 但し、以下の方は応募できません。

- ・ 成年被後見人または被保佐人の方
- ・ 禁錮以上の刑に処された方
- ・ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過していない方

ハ 採用後の研修について

採用後に職業訓練指導員免許取得(上記ロ(ハ)(b)の方のみ)及び職業訓練指導員として必要な能力を習得するため、職業能力開発総合大学校の指導員養成研修を受講していただきます。なお、研修に必要な経費(授業料等)については当機構が負担します。

職業訓練指導員免許の取得方法について

1 職業訓練指導員免許とは

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業訓練施設（当機構・都道府県が職業訓練を行うために設置した施設）及び認定職業訓練施設（事業主等が職業訓練を行うために設置した施設）で訓練指導に当たる者を職業訓練指導員（以下「指導員」という。）といい、これらの施設で訓練を担当する指導員は原則として「職業訓練指導員免許」（以下「指導員免許」という。）を必要とします。

ただし、次の各項のいずれかに該当する者は、免許を受けることができません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処された者
- ・ 指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

なお、「指導員免許取得＝指導員採用」ではなく、別途、採用試験を受ける必要があります。

2 当機構の訓練職種と応募に必要な指導員免許

- 職業能力開発職の訓練職種（訓練職種毎にいずれかの指導員免許が必要です。）

（上段…訓練職種 下段…いずれか必要となる指導員免許）

- ・ 機械（機械加工）

機械科

- ・ 機械（金属加工）

溶接科、構造物鉄工科、塑性加工科

- ・ 機械（機械設備又は給排水・空調設備）

冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、建築物設備管理科、ボイラー科

- ・ 機械（港湾荷役運搬機械運転又は建設機械運転）

クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、フォークリフト科

- ・ 電気（電気工事及び電気設備）

電気科、電気工事科

- ・ 電子（電子回路及び組込み技術）

電子科、メカトロニクス科

- ・ 建築（建築計画及び施工）

建築科、建設科

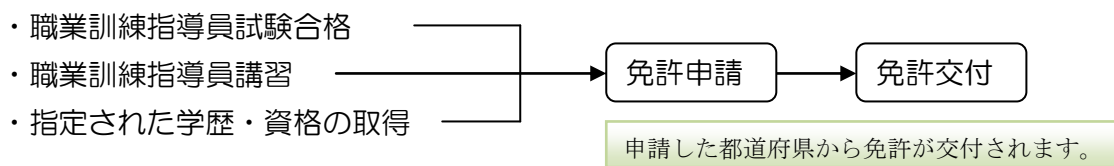
- 障害者職業訓練職の訓練職種（次のいずれかの指導員免許が必要です。）

電気科、電子科、コンピュータ制御科、機械科、情報処理科、メカトロニクス科、福祉工学科、事務科

※当機構の募集訓練職種は募集回毎に異なることから別途、募集職種を必ずご確認ください。

3 指導員免許の取得方法

次のような取得方法があります。



(1) 職業訓練指導員試験

- ・各都道府県が実施します。
- ・試験実施職種は各都道府県で異なります。(毎年実施、隔年実施、実施なし等)
- ・現住所以外の都道府県での受験も可能です。
- ・受験資格等は別表1及び別表2をご参照ください。
- ・詳しくは各都道府県の能力開発主管部へお問い合わせください。

(2) 職業訓練指導員講習(48時間講習)

- ・職業訓練指導員講習とは、職業能力開発促進法による技能検定1級・単一等級合格者や大学等で免許職種に関する学科を履修し、かつ、一定以上の実務経験のある方等で、指導員免許の取得を希望する方のために実施されるものです。
- ・6日間(計48時間)行われます。
- ・講習内容は、職業訓練原理、教科指導法、労働安全衛生、訓練生の心理、生活指導、関係法規、事例研究、確認テストです。
- ・実施は、各都道府県の職業能力開発協会で行われます。
- ・現住所以外の都道府県での受講も可能です。
- ・受講資格は別表3及び別表4をご参照ください。
- ・受講資格の有無は、受講する職業能力開発協会のある都道府県で判断されますので、まずは当該都道府県へお問い合わせください。
- ・講習日程、内容等は当該都道府県の職業能力開発協会にお問い合わせください。

(3) 指定された学歴・資格の取得

- ・下記の学歴・資格などで、申請により指導員免許を受けることができます。
 - ① 職業能力開発総合大学校(旧職業能力開発大学校、旧職業訓練大学校を含む)の
 - *長期課程の指導員訓練を修了した者
 - *専門課程の指導員訓練を修了した者
 - ② 大学等で免許職種に関する科目を履修し、高等学校の教員の普通免許状を所持している者(〇〇工業、〇〇工業実習)。なお、この方法による指導員免許の申請を希望される方は、事前に各都道府県に申請の可否を確認する必要があります。

以上

別表1【受験資格及び免除範囲】

受 験 資 格				実務 経験 に 必要 な 年 数	免 除 範 囲			
					実技	学 科		
						指 導 方 法	系 基 礎	専 攻
職業能力開発促進法 によるもの	長期課程の指導員訓練修了者（他職種を受験の場合）			1 年				
	長期養成課程の指導員養成訓練修了者			1 年				
	免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了者			0 年		○	○	
	免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了者			1 年		○	○	
	免許職種に関し普通課程の普通職業訓練修了者			2 年				
	免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練修了者			3 年				
	免許職種に関し短期課程の普通職業訓練（700 時間以上）修了者			3 年				
学校教育法によるもの	大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			1 年		○	○	
	短期大学において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			2 年				
	高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			2 年		○	○	
	高等学校又は中等教育学校後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者			3 年				
	高等学校又は中等教育学校以上の卒業者			5 年				
	実務経験者のみの者			8 年				
	厚生労働大臣 指定校	専門課程の専修学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年制	3 年				
			3 年制	2 年				
			高等課程もしくは一般課程の専修学校又は各種学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2 年制	4 年			
				3 年制	3 年			
技能検定 合格者	免許職種に関し技能検定 1 級又は単一等級合格者（別表 4 参照）			0 年	○	○	○	
	免許職種に関し技能検定単一等級「電子回路」「バルコニー施工」合格者			0 年				
	免許職種に関し技能検定 2 級合格者			0 年	○			
指導員免許の一部合格者	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者			—	○			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（指導方法）に合格した者			—		○		
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者			—		○		
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験（関連学科のうち専攻学科）に合格した者			—			○	
	職業訓練指導員試験において他科の学科試験（関連学科のうち系基礎学科）に合格した者（当該職業訓練指導員試験に関わる系基礎学科のみ）			—		○		
	他の職種の職業訓練指導員免許を有する者			—		○		
その他	他の法令により受験資格を有する者（別表 2 参照）			0 年	別表 2 参照			

○印は免除される範囲を示します。「電子回路接続」「バルコニー施工」は除きます。

別表2「他の法令による受験資格及び免除範囲」

(実務経験年数の必要はありません。)

免許職種	根拠となる法令等	受験することができる者	試験の免除を受けることができる者	免除の範囲	
				実技試験	学科試験 (関連学科)
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則	ボイラー溶接士免許を有する者	特別ボイラー溶接士免許を有する者	○	○
冷凍空調機器科	高圧ガス保安法	第一、第二又は第三種冷凍機械責任者の免状を有する者	第一種冷凍機械責任者の免状を有する者	×	○
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則・電気事業法施行規則	特級又は一級ボイラー技士の免許を有する者、ボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	特級ボイラー技士の免許を有する者又はボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	○	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(熱分野)の免状を有する者(熱絶縁科の項参照)	熱管理士の免状(熱分野)を有する者	×	○
電気科		第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	×	○
	昭和五十四年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電気機器国家試験の合格証を有する者	電気機器国家試験の合格証を有する者	×	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(電気分野)を有する者(エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第二十九条の表の試験区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理士試験に合格した者又は同規則別表第一の研修区分の欄に掲げる電気分野専門区分のエネルギー管理研修を修了した者に限る。)	エネルギー管理士免状(電気分野)を有する者	×	○
電気工事科	電気事業法施行規則	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	第一、第二又は第三種電気主任技術者の免状を有する者	×	○
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギー管理士免状(電機分野)を有する者(電機科の項参照)	エネルギー管理士免状(電機分野)を有する者	×	○

	建設業法施行令	電気工事施工管理の技術検定の合格証明書を有する者		×	×
	電気工事法	第一種電気工事士の免状を有する者	第一種電気工事士の免状を有する者	実技試験の電気工事のみ	×
電子科	電波法	第一又は第二級陸上無線技術士、若しくは第一又は第二級アマチュア無線技術士の免許を有する者	第一級陸上無線技術士の免許を有する者	○	○
	昭和四十八年の省令改正前の航空機製造事業法施行規則	電子機器国家試験の合格証を有する者	電子機器国家試験の合格証を有する者	×	○
建築科	建築士法	一級又は二級建築士の免許を有する者	一級建築士の免許を有する者	×	○
情報処理科	情報処理技術者試験規則	システム監査技術者試験、アプリケーションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験若しくは第一種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	システム監査技術者試験若しくはアプリケーションエンジニア試験の合格証書を有する者	×	○
	平成六年の省令改正前の情報処理技術者試験規則	情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験若しくはオンライン情報処理技術者試験の合格証書を有する者	情報処理システム監査技術者試験若しくは特種情報処理技術者試験の合格証書を有する者	×	○
事務科	公認会計士法、税理士法	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	○	○
	商工会議所法	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	商工会議所が行う簿記に関する一級の技能の検定の合格証明書を有する者	実技試験のうち簿記	学科試験のうち簿記

この表は、職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 における関連免許職種の抜粋で、実技試験及び学科試験のうち関連学科（系基礎学科、専攻学科）が免除されるものを掲載しています。

(注)○印は免除される範囲を示します

別表3「職業訓練指導員講習（48時間講習）の受講条件」

番号	区分	実務経験 年数
1	1 級技能士又は単一等級の技能検定合格者（別表4を参照） （ただし、バルコニー施工・電子回路接続を除く）	0
2	大学を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
3	外国の大学を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	2
4	短期大学・高等専門学校を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	4
5	高校を卒業した者（免許職種に係る学科を修了した者）	7
6	応用課程の高度職業訓練に関し、技能照査に合格した者	1
7	専門課程の高度職業訓練に関し、技能照査に合格した者	3
8	専門課程の高度職業訓練修了者	4
9	普通課程の普通職業訓練について技能照査に合格した者	6
10	普通課程の普通職業訓練修了者	7
11	短期課程の普通職業訓練（職業転換課程含む）修了者（700 時間以上）	10
12	専修訓練課程普通職業訓練修了者（昭和 53 年改正後）	10
13	旧法の認定職業訓練（3 年）又は改正前の労基法による技能者養成修了者	7
14	旧法の職業訓練（2 年及び 3600 時間）又は認定職業訓練（2 年）修了者	8
15	旧法の職業訓練（1 年及び 1800 時間）又は公共職業補導所 （1 年及び 1824 時間）修了者	10
16	旧法の施行前に失業保険法の施設において行われた職業訓練 （1 年及び 1824 時間）修了者	10
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練担当者	0
18	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	3
19	旧訓練法規則の特別高等訓練課程の養成訓練修了者	4
20	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練において技能照査に合格した者	6
21	旧訓練法規則の高等訓練課程の養成訓練修了者	7
22	旧訓練法規則の専修訓練課程の養成訓練修了者	10

（注 1） 上記区分の職業訓練修了者及び学校教育法による学校の卒業者は、それぞれ指導員の免許職種に関する訓練科又は学科を修了した者に限ります。

（注 2） 上記実務経験年数は、学校卒業後又は訓練終了後に必要な年数です。また、その実務経験年数は、免許科目に関する実務経験年数に限ります。

別表4 「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」

(職業能力開発促進法施行規則別表第11の2)より関連免許職種を抜粋

免許職種	技能検定職種
機械科	機械加工，放電加工，金型製作，工業彫刻，仕上げ，切削工具研削，機械検査，油圧装置調整，テクニカルイラストレーション，機械・プラント製図，機械保全
塑性加工科	金属プレス加工，建築板金，工場板金，鉄工
構造物鉄工科	鉄工
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
配管科	配管，浴槽設備施工
住宅設備機器科	
建築物設備管理科	ビル設備管理
電気科	電気機器組立て，自動販売機調整，電気製図
電子科	電子機器組立て，自動販売機調整，電子回路接続，半導体製品製造
メカトロニクス科	電気機器組立て
建築科	建築大工，枠組壁建築，サッシ施工，建築図面製作，バルコニー施工
建設科	型枠施工，鉄筋施工，コンクリート圧送施工